

相談

心配ごと相談開設日
変更のお知らせ

このたびの合併に伴い、周防大島町社会福祉協議会の心配ごと相談を次の日(毎週火曜日)に変更しました。お気軽にご利用ください。

◆問い合わせ

- 久賀地域福祉活動センター (久賀総合センター内) ☎72-1102
- 大島地域福祉活動センター (老人福祉センター内) ☎74-2948
- 東和地域福祉活動センター (自然休養村管理センター内) ☎78-2207
- 橘地域福祉活動センター (旧安下庄駅) ☎77-0190

旧町名	第1火曜日	第2火曜日	第3火曜日	第4火曜日	実施時間
久賀	総合センター		棕野出張所		13:30~ 15:30
大島	老人福祉センター	沖浦出張所	老人福祉センター	蒲野出張所	
東和	油田出張所	和田出張所	自然休養村センター	白木出張所	
橘	旧安下庄駅		日良居出張所		

年金相談の
実施場所変更について

毎月実施してまいります年金相談の会場が11月から久賀庁舎(旧久賀町役場)3階から久賀総合センター(旧久賀町民センター)1階に変わります。

■相談日

毎月第3火曜日

■相談時間

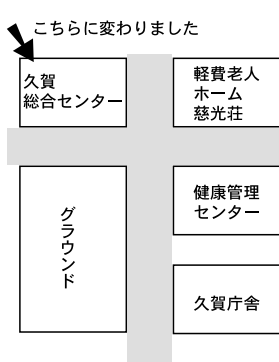
午前10時~正午
午後1時~3時

■相談担当者

岩国社会保険事務所職員

■問い合わせ先

医療保険課 医療保険班
☎77-5502



第56回人権週間
12月4日から10日は
「人権週間」です

明るく私たちの街づくりのために、家庭、学校、職場や地域社会において、お互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくりましょう。

架空請求にご注意を

最近、身に覚えのない請求のハガキが送りつけられたという架空請求が多く発生しており、法務局および県内の支局にも問い合わせの電話が寄せられています。

ハガキを見ると「大至急当社までご連絡ください。」「法務省認可通達書」「裁判所」「給与差押」「最終通告」などと大変心配な内容です。差出人は「法務省認可特殊法人・・・」「法務局認可特殊法人」「〇〇法律事務所」「株式会社〇〇」となっています。このようなハガキが届いた場合は、次のとおり対応しましょう。

1. 一切連絡しないようにしましょう。
ハガキに「連絡をしてください」とありますが、連絡をすると電話番号や勤務先などの個人情報を知られてしまい、以後、執ような請求の電話がかかってくる可能性があります。絶対に連絡しない。
2. きっぱりと断る。
仮に、電話がかかりお金を請求された場合には、きっぱりと断る。あいまいな返事はしない。勤務先や親族などの個人情報を教えることなく、すぐ電話を切る。
3. 「法務省(法務局)認可特殊法人」なるものは、存在しません。
法務省・法務局が認可する特殊法人は存在しません。また、電子通信料金未納分とありますが、具体的な記載がありません。おそらく不当な請求(架空請求)であり、一切応じる必要はなく、無視をしても大丈夫です。不当な請求と思われる。
4. 相談は
不安なことや脅迫まがいの請求をされた場合は、山口地方法務局「お客様相談室」☎083(934)1717、または各支局、最寄りの警察、山口県消費生活センター☎083(924)0999にご相談ください。
5. このような架空請求は、次々と新しい手口が出てきますので十分気をつけてください。

人権週間中、特設人権相談所を次のとおり開設します。ので、心配ごとや困りごとなどについてお気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所

○周防大島町役場大島庁舎

12月3日(金)

午前9時~正午

○久賀総合センター

12月3日(金)

午前9時30分~正午

○橘総合センター

12月3日(金)

午前10時~午後3時

○東和公民館

12月3日(金)

午前10時~午後3時

◆常設人権相談所

○山口地方法務局岩国支局

岩国市錦見1丁目16-35

☎0827(43)1125

土、日、祝日を除く毎日

午前8時30分~午後5時

◆ご存知ですか?

子どもの人権110番

子どもの人権専門委員は次のようないじめや暴力、仲間はずれなどで困ったり悩んだ

は、すぐ電話を切ります。

りしている子どもの相談のつて解決に努力します。

・友達から無視された

・言葉の暴力をうけた

・いやなことを無理やりさせられた

・金品をせびられた

・このような人を見たり聞いたりした

一人でも悩まないで、早めに

勇気を持って次のところへ相談してください。秘密は守ります。

◆子どもの人権110番

☎083(920)1234

☎083(920)1234